

監査基準報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 265 内部統制の不備に関するコミュニケーション 2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2018 年 10 月 19 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 10 月 13 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 11 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《(2) 経営者との内部統制の不備に関するコミュニケーション》 (第 9 項参照) (省 略) 《経営者との重要な不備に関するコミュニケーション》 (第 9 項(1)参照) (省 略) A21. 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」は、違法行為を識別したか又は疑いを抱いた場合（監査役等自身が違法行為に関与している場合を含む。）の報告に関する要求事項及び適用指針を提供している（監基報250第22項から第28項参照）。監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」は、経営者が関与する不正を識別したか又は疑いを抱いた場合の監査役等とのコミュ	監査基準報告書 265 内部統制の不備に関するコミュニケーション 2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2018 年 10 月 19 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 最終改正 2022 年 10 月 13 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 11 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《(2) 経営者との内部統制の不備に関するコミュニケーション》 (第 9 項参照) (省 略) 《経営者との重要な不備に関するコミュニケーション》 (第 9 項(1)参照) (省 略) A21. 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」は、違法行為を識別したか又は疑いを抱いた場合（監査役等自身が違法行為に関与している場合を含む。）の報告に関する要求事項及び適用指針を提供している（監基報250第22項から第28項参照）。監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」は、経営者が関与する不正を識別したか又は疑いを抱いた場合の監査役等とのコミュ

改正案	現 行
ニケーションに関する要求事項及び適用指針を提供している（監基報240第65項参照）。 （省 略） 《Ⅳ 適用》 （省 略） 以 上	ニケーションに関する要求事項及び適用指針を提供している（監基報240第40項参照）。 （省 略） 《Ⅳ 適用》 （省 略） 以 上
・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正）	・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月 21 日改正）
	以 上